

表2 県内の容器包装廃棄物の分別収集量の見込み

(単位：t)

対象品目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
特定分別基準適合物	無色のガラス	4,430	4,405	4,387	4,357	4,324
	茶色のガラス	4,432	4,379	4,347	4,299	4,251
	その他のガラス	2,128	2,118	2,113	2,099	2,087
	その他の紙	491	491	491	490	488
	ペットボトル	5,237	5,253	5,286	5,293	5,303
	その他のプラスチック	22,140	22,097	22,118	22,017	21,919
	うち白色トレイ	15	15	15	15	15
	小計	38,859	38,742	38,742	38,554	38,371
法第2条第6項物	スチール	2,662	2,636	2,616	2,589	2,564
	アルミ	3,303	3,304	3,314	3,311	3,309
	段ボール	12,435	12,417	12,412	12,370	12,333
	紙パック	113	111	111	110	110
	小計	18,513	18,469	18,453	18,380	18,316
合計	57,371	57,211	57,195	56,934	56,687	

※小数点以下を四捨五入しているため、合計と内訳があわない場合があります。

(注) 特定分別基準適合物と法第2条第6項物は、それぞれ次のものをいう。

- 特定分別基準適合物：分別収集された容器包装廃棄物のうち、無色のガラス、茶色のガラス、その他のガラス、その他の紙、ペットボトル及びその他のプラスチックの各品目について、それぞれ品質に関する基準に適合した状態で指定された施設に保管された物。
- 法第2条第6項物：容器包装廃棄物のうち、有償又は無償で譲渡できることが明らかであるため法に基づく再商品化処理の必要がない物。スチール、アルミ、段ボール及び紙パックが該当。